

公平審査関係事務

不利益処分に関する審査請求

任命権者によって、懲戒処分その他の不利益処分を受けたとして、職員から審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であるとするときは、当該処分を承認し、違法又は不当であれば、これを取り消し、又は修正し、さらに、必要があれば是正措置を指示する制度です。（地方公務員法第49～51条）

・審査請求の対象となる不利益処分

- （1）懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）
- （2）分限処分（免職、降任、休職、降給）

勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる、とされています。（地方公務員法第46条）

また、人事委員会は、要求があった事案について審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自ら実行し、当局の権限に属する事項については、当局に対して実行させるため必要な勧告をすることとなっています。（地方公務員法第47条）

・措置要求の対象となる事項

- （1）給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
- （2）昇任、降任、転任、免職、休職及び懲戒の基準に関する事項
- （3）労働に関する安全及び衛生に関する事項
- （4）執務環境、福利厚生等に関する事項

職員からの苦情相談

人事委員会では、和歌山市職員が意欲をもって安心して業務に専念できるよう、勤務条件や職場環境に関する相談に応じています。

- ・相談内容に応じ、制度の説明や助言を行います。
- ・場合によっては、申出人の了解のもとに、事実関係の調査等を行い、必要に応じた関係当事者に対する指導、あっせん等を行うなどして適切な解決に努めます。ただし、これらはいずれも法的拘束力のない事実上の措置であり、申出人をはじめとした関係当事者の同意又は協力による解決を前提としています。
- ・申出人の満足解決を図ることができず、それ以上事案の処理を継続しても解決が見込めないと認められる場合などには、その事案の処理を打ち切ることがあります。

※勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求、苦情相談の対象となる職員は、一般行政職、教育職、消防職員の方です。（企業職員、技能労務職員を除く。）

労働基準監督機関としての業務

労働基準法及び労働安全衛生法においては、労働者の労働条件を保護するため、所定の行政機関が監督権を行使することとしています。この機関を「労働基準監督機関」といい、通常、労働基準監督署がこれにあたっていますが、地方公務員の場合は、一部の職員を除き、人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使することとなっています。（地方公務員法第58条第5項）

なお、本市の職員については次のとおりです。

監督機関	労基法別表第1の号別	事業所名
人事委員会	第11号	なし
	第12号	児童館、認定こども園、南コミュニティセンター、こども支援センター、少年センター、教育研究所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校
	各号に該当しない官公署	本庁、東京事務所、サービスセンター、支所、連絡所、文化会館、こども総合支援センター、博物館、中央卸売市場、教育委員会事務局、議会事務局、監査事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局、消防本部、消防署
労働基準監督署	第1号	学校給食共同調理場、学校附設給食場、企業局
	第2号から第10号まで	なし
	第13号	保健所、保健センター、衛生研究所、保育所
	第15号	青岸清掃センター、ストックヤード、清掃事務所、斎場、和歌山城公園事務所、公園緑地課花木事務所

（注）上記以外の事務所については、それぞれ包括する組織に含む。

解雇予告除外認定

懲戒免職の場合において、職員の責めに帰すべき事由の有無の認定を行います。職員の責に帰すべき事由がある場合には、解雇予告や解雇予告手当の支払いが不要となります。（労働基準法第20条第1項ただし書）

特定機械等の各種届出等の受理

ボイラーなどの特定機械等に係る設置届や使用廃止報告書、性能検査結果報告書等の受理、また、36協定書、産業医・衛生管理者等選任書、定期健康診断及び心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書の受理などを行っています。